

平成25年4月

北海道保健福祉部医療政策局医師確保推進室

本事業は、北海道医師会および北海道病院協会の御協力のもと、都市部の医療機関から医師の確保が困難な地域の医療機関に対し緊急臨時的に医師を派遣するものであり、医師確保の政策的誘導策として平成20年度に開始いたしました。

事業開始後、派遣件数は毎年増加し、即効性のある医師不足対策として地域医療の確保に大きな役割を果たして来ましたが、一方、派遣元医療機関が限られている中で、派遣期間を延長するケースの増加等による派遣先医療機関の固定化などから、新たな派遣申請への対応が困難となる状況も生じてきております。

このような状況を踏まえ、本事業のより安定的、効果的な推進を図るため、次のとおり派遣基準等の運用を見直すことといたしました。

地域における医師の不足や偏在が依然として厳しい中、関係医療機関におかれましては、本事業およびこのたびの見直しの趣旨をご理解いただき、引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

《 見直し内容等 》

1 派遣期間の見直し

- 原則6ヵ月以内とするが、運営委員会において派遣延長が必要と認める場合には、6ヵ月ごとに協議の上、最長2年までとし、平成25年4月以前から派遣している分も通算する。
- なお、次の医療機関においては、特例として、当面の間、2年を超える派遣期間の延長を可能とする。
 - ・ 地域センター病院、初期被ばく医療機関
 - ・ 圏域内の医師数が特に少ない地域（宗谷、根室、日高）の医療機関

2 派遣対象医療機関の精査

実施要綱等に基づき、派遣対象医療機関を精査する。

(1) 緊急臨時的医師派遣事業の対象としての妥当性

次の要件のいずれかに該当すると認められること。

① 派遣要請のあった診療科における医師数の状況

当該診療科に勤務する医師数が、過去6ヵ月以内に減少し、もしくは今後6ヵ月以内に減少することが確実な状況にある医療機関、またはそれらに準じた状況にあると認められる医療機関であること。このため、新診療科開設（専門医の新たな派遣）の場合は対象外となる。

② 代替医師の派遣要請

代替医師の派遣要請においては、次の状況にあると認められること。

ア 医師不足から過重な勤務環境にある医師の出張、有給休暇取得等

イ その他、地域医療提供体制の維持のために最低限必要と認められる派遣要請であること。

(2) (1)に該当する医療機関のうち次のいずれかに該当していること

- ・ 北海道医療対策協議会からの情報提供があった医療機関
- ・ 自治体病院、公的医療機関、または地域唯一の診療科・入院病床を有する医療機関
- ・ 前後6ヵ月以内に現在の医療提供体制の維持が困難となる状況が発生または発生予定の医療機関

3 見直しの時期

平成25年4月1日から適用する。

ただし、現に派遣を受けている医療機関については、派遣元医療機関との調整等を考慮し、平成25年10月1日から適用する。